

## あなたの賃金は

# 最低賃金以上ですか？

最低賃金法という法律をご存知ですか？

あなたがもらっている賃金が最低賃金未満なら法律違反となります。タクシーの職場で、營收が低くて賃金が少なくなっている場合、最低賃金法違反のケースがかなりあります。

最低賃金は都道府県ごとに決められていて、時間額で表示されます。毎年10月に改定されます（下表）。

支給された賃金を最低賃金と比較するためには、賃金の方も時間額に直して比較します。計算した時間額が最低賃金未満だっ



たら違法で、差額を請求できます。

しかし、法律違反であっても、会社を相手に是正させるのは一人では困難です。

労働組合に入って、力を合わせて改善しましょう。

### 最低賃金の計算例

#### ●最低賃金は時間額で比較します

歩合給の時間額＝歩合給÷総労働時間

固定給の時間額＝固定給÷所定労働時間

両方ある場合は、それぞれ計算して足し合わせます

#### ●対象にならない賃金

①臨時に払われる賃金②賞与・一時金③時間外・休日・深夜割増賃金④精皆勤手当・家族手当・通勤手当——これらは計算から除外して比較します

#### ●計算例

45%のオール歩合賃金（45%のうち歩合給が40%、割増賃金5%）で、労働時間は1か月230時間（所定170、時間外60時間）、營收が50万円だったとします

最低賃金の対象となる賃金  $50万円 \times 40\% = 20万円$ （割増賃金は計算から除外）

その時間額  $20万円 \div 230時間 = 870円$

870円が、その地方の最低賃金を下回ってれば違法です

2022年度地域別最低賃金額（時間額、2022年10月～23年9月適用）

地方	(円)	福島	858	神奈川	1071	岐阜	910	兵庫	960	山口	888	長崎	853
北海道	920	茨城	911	新潟	984	静岡	944	奈良	896	徳島	855	熊本	853
青森	853	栃木	913	富山	908	愛知	986	和歌山	889	香川	878	大分	854
岩手	854	群馬	895	石川	891	三重	933	鳥取	854	愛媛	853	宮崎	853
宮城	883	埼玉	987	福井	888	滋賀	927	島根	857	高知	853	鹿児島	853
秋田	853	千葉	984	山梨	898	京都	968	岡山	892	福岡	900	沖縄	853
山形	854	東京	1072	長野	908	大阪	1023	広島	930	佐賀	853		